

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

～所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成のための操作の手引き～

「1 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちの方」からの 更正の請求書・修正申告書作成編



既に提出した所得税及び復興特別所得税の確定申告の申告額に誤りがあった場合で、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合に提出する更正の請求書や申告をした税額等が実際より少なすぎた場合や還付される税金が多すぎた場合に、これらの金額を正しい額に訂正するために提出する修正申告書の作成の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

更正の請求書・修正申告書作成編

1 作成開始	1
2 「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー」画面	4
3 「確定申告書データ読込」画面	5
4 「読込内容の確認」画面	6
5 「生年月日等入力」画面	7
6 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面	8
6.1 更正の請求・修正申告前の課税額の確認	8
6.2 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力(所得控除の内訳)」画面が表示される場合	9
7 「追加訂正等項目の選択」画面	12
8 「更正の請求・修正申告額の入力」画面	13
8.1 「更正の請求・修正申告額の入力」画面について	13
8.2 更正の請求・修正申告額の入力方法について	14
8.3 更正の請求・修正申告額の入力の終了	15
9 「更正の請求・修正申告内容の見直し」画面	16
10 「更正請求内容・修正申告内容の確認」画面	17
11 「更正の請求をする理由等の入力」画面	19
12 「修正申告によって異動した事項の入力」画面	21
13 「財産債務調書の作成」画面	22
13.1 「財産債務調書」を作成する場合	22
13.2 「財産債務調書」の作成	23
14 「住所・氏名等入力」画面	24
15 「マイナンバーの入力」画面	25

更正の請求書・修正申告書作成編

1 作成開始

所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書の作成開始までの操作手順を説明します。



① 「新規に更正の請求書・修正申告書を作成する」をクリックしてください。

(⇒次ページへ続く)

更正の請求書・修正申告書作成編

国税庁
令和元年分 **更正の請求書・修正申告書作成コーナー** [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

② **e-Taxで提出
マイナンバーカード方式**



- マイナンバーカード及びICカードリーダライタを利用してe-Taxができます。
- ICカードリーダライタの代わりに、マイナンバーカード対応のスマートフォンもご利用できます。
- [マイナンバーカード対応のスマートフォンの利用方法はこれら](#)
- [ICカードリーダライタの対応機種はこれら](#)

[マイナンバーカード方式とは](#)

**e-Taxで提出
ID・パスワード方式**



- 税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を利用してe-Taxができます。
発行された通知は、申告書の添えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。
- マイナンバーカード及びICカードリーダライタは不要です。

[ID・パスワード方式とは](#)

印刷して提出



- 作成した申告書を印刷し、郵送等により提出します。

[税理士の方が代理送信を行う場合はこれら](#)

[戻る](#)

お問い合わせ [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推薦団体](#) Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

② 税務署へ更正の請求書又は修正申告書を提出する際の提出方法を選択します。

「e-Tax で提出 マイナンバーカード方式」ボタン、「e-Tax で提出 ID・パスワード方式」ボタン又は「印刷して提出」ボタンをクリックしてください。

以降は画面の案内のとおり入力をして、次ページにある③の画面に進みます。

なお、「e-Tax で提出 マイナンバーカード方式」又は「e-Tax で提出 ID・パスワード方式」を選択する場合の操作手順書として「(共通) e-Tax を送信するための準備編」があります。

(⇒次ページへ続く)

更正の請求書・修正申告書作成編

国税庁
令和元年分 **更正の請求書・修正申告書作成コーナー** [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#)

作成する更正の請求書・修正申告書の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

作成する更正の請求書・修正申告書の年分を選択してください。

③ 令和元年分 平成30年分 平成29年分 平成28年分 平成27年分

令和元年分の申告書等の作成

③ 所得税の更正の請求書・修正申告書 **作成開始**

決算書・収支内訳書（更正の請求・修正申告書） **作成開始**

消費税の更正の請求書・修正申告書 **作成開始**

贈与税の更正の請求書・修正申告書 **作成開始**

[トップ画面へ戻る](#)

お問い合わせ [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

③ 平成 27 年分から令和元年分の 5 つのラジオボタンの中から、作成する更正の請求書・修正申告書の年分に応じてラジオボタンを選択し、「作成開始」ボタンをクリックしてください。

※ この操作の手引きでは、「令和元年分」の所得税の更正の請求書・修正申告書の「作成開始」を選択した場合の説明をしています。

更正の請求書・修正申告書作成編

2 「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

更正の請求とは、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合に提出できる場合がある手続です。
修正申告とは、既に提出した確定申告書の申告額に誤りがあった場合で、申告をした税額等が実際より少なかったときに、これらの金額を正しい額に訂正するための手続です。
なお、画面の案内等に従って該当の所得等を入力すると、最終的な税額等の計算結果から、更正の請求か修正申告かが判定され、その計算結果に適した帳票等が作成されます。

→ 確定申告書データ、作成方法等について

1 令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちの方
※ 更正の請求・修正申告前の課税額等に確定申告書データを利用するために、入力項目を省略できます。  rl.data

→ 確定申告書データ利用

2 令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちでない方

→ 作成開始

← 戻る

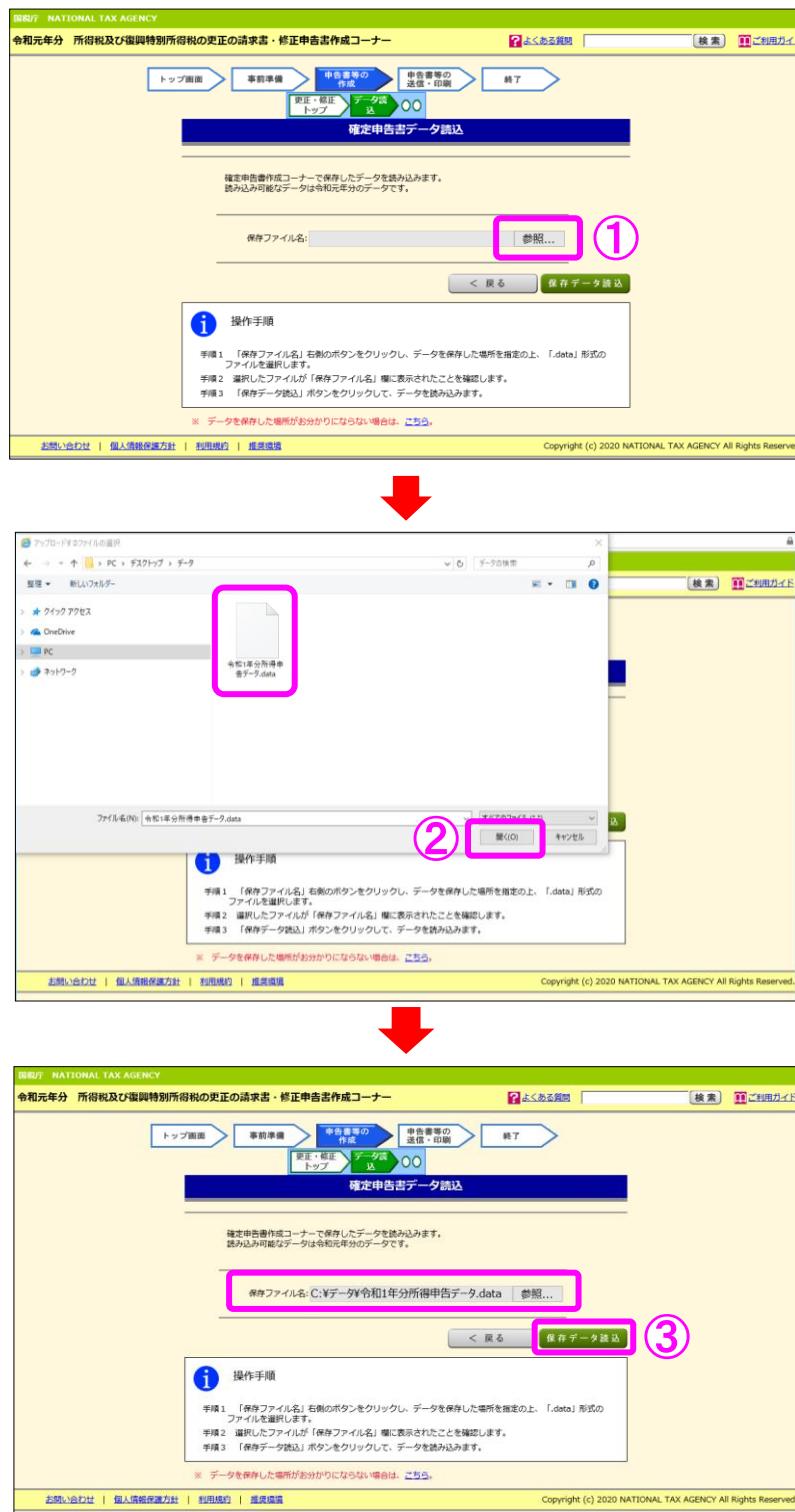
お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

画面左のボタン「1 令和元年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちの方」と記載されたボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

3 「確定申告書データ読み込み」画面



① 「参照」ボタンをクリックしてください。

② 「ファイルの選択」又は「アップロードするファイルの選択」などのダイアログボックスが表示されますので、読み込んだ「確定申告書データ」（拡張子「.data」形式、事例では令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書のデータ）を選択し、「開く」ボタンをクリックしてください。

③ ダイアログボックスが閉じ、「保存ファイル名：」欄に②で選択したファイル名が表示されていることを確認し、「保存データ読み込み」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

4 「読み込み内容の確認」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 利用ガイド

読み込み内容の確認

「住所・氏名等の入力」画面や利用者識別番号の取得などこれまでの画面で入力等された住所・氏名等の情報と、読み込んだデータの住所・氏名等の情報を表示しています。

以下の内容をご確認ください。

誤って異なるデータを読み込んだ場合は、「<戻る」ボタンをクリックし、正しいデータを選択してください。
(これまでの画面で入力等された情報がない場合は、読み込んだデータの住所・氏名等の内容が表示されます。)

よろしければ、「次へ>」ボタンをクリックしてください。

項目	これまでの画面で入力等された情報	読み込んだデータの情報
年分	令和元年	令和元年
氏名（フリガナ）	コクゼイ タロウ	コクゼイ タロウ
氏名	国税 太郎	国税 太郎
生年月日	昭和25年3月2日	昭和25年3月2日
郵便番号	359-0042	359-0042
住所	埼玉県所沢市並木1-7	埼玉県所沢市並木1-7
提出方法	マイナンバーカード方式	マイナンバーカード方式
利用者識別番号	1111-1111-1111-1111	1111-1111-1111-1111

< 戻る ② 次へ>

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 読み込んだデータの内容を確認してください。

② 「次へ>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

5 「生年月日等入力」画面

※ 利用者識別番号の取得や利用者識別番号から情報を検索した後に、続けて更正の請求書・修正申告書の作成を行っている場合は、提出方法及び生年月日が入力された状態で表示されます。

※ 变更・訂正する場合や空欄の場合には、入力が必要です。

※ 読み込んだデータが青色申告で作成されている場合は、あらかじめチェックが付いています。

① 更正の請求書・修正申告書を作成する年分について青色申告の承認を受けている場合、チェックをしてください。

② 「入力終了 (次へ) >」ボタンをクリックしてください。

- ① 更正の請求書・修正申告書を作成する年分について青色申告の承認を受けている場合、チェックをしてください。
※ 読み込んだデータが青色申告で作成されている場合は、あらかじめチェックが付いています。
- ② 「入力終了 (次へ) >」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

6 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面

6.1 更正の請求・修正申告前の課税額の確認

- ① P5「3 『確定申告書データ読み込み』画面」において読み込んだデータの氏名及び申告内容が表示されますので、読み込んだデータに誤りがないか確認してください。
 - ② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。



「」をクリックすると、その項目に関連する情報（よくある質問）をご覧いただけます。

更正の請求書・修正申告書作成編

6.2 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（所得控除の内訳）」画面が表示される場合 【源泉徴収票の形式から所得控除の内訳を入力する場合】

初期表示では、「源泉徴収票の形式から所得控除の内訳を入力する。」が選択されています。

① 所得控除の額の合計額は、2,392,504円です。

② ①の金額と同じ金額になっています。

③ 更正の請求や修正申告の基となる確定申告書作成時に使用した「給与所得の源泉徴収票」を参照し、記載のある項目について入力します。

④ ④の金額と同じ金額になっています。

⑤ 表示内容のクリア

読み込んだ「確定申告書データ」が確定申告書等作成コーナーの「給与・年金の方」(※)で、所得の種類が「給与のみ」を選択し、作成されている場合に表示されます。表示されない場合は、P12「7 『追加訂正等項目の選択』画面」へ進みます。

- ① 読み込んだ「確定申告書データ」作成時に入力した所得控除の合計額が表示されますので、金額を確認してください。

② 入力方法の選択をします。

初期表示では「源泉徴収票の形式から所得控除の内訳を入力する。」が選択されています。源泉徴収票の形式によらず、各所得控除の金額を直接入力する場合は、「所得控除の金額を直接入力する。」を選択してください。

各所得控除の金額を直接入力する場合は、P11【所得控除の金額を直接入力する場合】をご参照ください。 (⇒次ページへ続く)

更正の請求書・修正申告書作成編

- ③ 読み込んだ「確定申告書データ」作成時に使用した「給与所得の源泉徴収票」(原本又はコピーなどで内容がわかるもの)を参照し、記載のある項目について入力してください。
- ④ ③で入力した内容に基づき、控除の名称別に控除額が表示されます。
- ⑤ 「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。
なお、④に表示される「所得控除の合計額」が①と同じ金額にならない場合はエラーとなりますので、③において入力した内容に誤りがないか確認してください。

※ 「給与・年金の方」の入力例

このルートを選択した方

更正の請求書・修正申告書作成編

【所得控除の金額を直接入力する場合】

初期表示では、「源泉徴収票の形式から所得控除の内訳を入力する。」が選択されていますので「所得控除の金額を直接入力する。」を選択し直します。

① 所得控除の額の合計額は、2,392,504円です。

② 入力方法の選択

③ 所得控除額を直接入力する

④ 入力終了(次へ)>

名称	控除額	名称	控除額
社会保険料控除	911,504円	障害者控除	270,000円
小規模企業共済等掛金控除	円	配偶者控除	380,000円
生命保険料控除	50,000円	配偶者特別控除	円
地震保険料控除	21,000円	扶養控除	380,000円
寡婦、寡夫控除	円	基礎控除	380,000円
勤労学生控除	円	所得控除の合計額	2,392,504円

- ① 読み込んだ「確定申告書データ」作成時に入力した所得控除の合計額が表示されていますので、金額を確認してください。
- ② 「所得控除の金額を直接入力する。」を選択してください。
- ③ ①の内訳を入力してください。
- ④ 「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。
なお、③に表示される「所得控除の合計額」が①と同じ金額にならない場合はエラーとなりますので、③において入力した内容に誤りがないか確認してください。

更正の請求書・修正申告書作成編

7 「追加訂正等項目の選択」画面

① 「追加訂正等をする所得を選択してください。」

② 「追加訂正等をする所得控除がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると所得控除の種類が表示されますので、追加訂正等をする所得控除を選択してください。」

③ 「追加訂正等をする税額控除がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると税額控除の種類が表示されますので、追加訂正等をする税額控除を選択してください。」

④ 「追加訂正等をするその他の項目(例:青色申告特別控除額)がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると選択肢が表示されますので、追加訂正等をするその他の項目を選択してください。」

⑤ 「追加訂正等項目の選択終了後、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。」

※ 読み込んだ「確定申告書データ」の内容によっては、追加訂正等ができないものがあります。

その場合、グレーで表示され選択できないようになっています。

更正の請求書・修正申告書作成編

8 「更正の請求・修正申告額の入力」画面

8.1 「更正の請求・修正申告額の入力」画面について

画面例 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
 更正・修正 トップ 生年月日 更正の請求・修正申告前の課税額の入力
 等入力
 更正の請求・修正申告前の課税額の入力
 沿加訂正等
 項目の選択
 更正の請求・修正申告額の入力
 更正の請求・修正申告前の内容入力
 住所・氏名 等入力

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求額・修正申告額を入力します。
 「更正の請求・修正申告後の金額」には、「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力した内容を表示しています。
 訂正等する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。
 なお、更正の請求が修正申告にきて訂正をする必要がない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。
 入力が必要な項目での「入力確認」欄が、「入力済み」が「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。
 項目の追加または削除する場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】(総合課税)

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考)更正の請求・修正申告前の金額
① 不動産所得	収入金額 円 所得金額 円 土地等の取扱に要した負債の利子の 円		
② 賃与所得	区分 収入金額 7,140,000円 所得金額 5,226,000円 合計 5,226,000円	入力済み	7,140,000円 5,226,000円

【所得から差し引かれる金額】(所得控除)

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考)更正の請求・修正申告前の金額
社会保険料控除	911,504円	入力済み	911,504円
生命保険料控除	50,000円	入力済み	50,000円
地図保険料控除	21,000円	入力済み	21,000円
贈与者控除	270,000円	入力済み	270,000円
配偶者控除	380,000円	入力済み	380,000円
配偶者特別控除	0円	入力済み	0円
扶養控除	380,000円	入力済み	380,000円
基礎控除	380,000円		380,000円
(社会保険料控除)から(基礎控除)までの計	2,392,504円		2,392,504円
医療費控除	198,000円	入力済み	198,000円
寄附金控除	所徴から差し引かれる金額の合計額 2,590,504円		2,590,504円

【税金の計算】(税額控除)

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考)更正の請求・修正申告前の金額
政党等寄附金等特別控除	0円	入力済み	0円
納める税金	20,214円		20,214円

※ 「<戻る」ボタンをクリックすると、P12「7 『追加訂正等項目の選択』画面」に戻りますので、追加・訂正する項目を再選択することができます。
 なお、削除する場合は、この画面で入力した全ての項目について削除されますのでご注意ください。

追加訂正等項目を選択する
 選択するボタンをクリックする
 なり、選択した金額等を保持し、
 「戻る」画面に戻ります

< 戻る 請求額・申告額を計算する
 入力データの一時保存
 (作成を中断する場合)
 入力データの一時保存
 (作成を中断する場合)

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- P12「7 『追加訂正等項目の選択』画面」で選択した項目が表示され、「入力確認」欄が空欄となっています。
- P8「6 『更正の請求・修正申告前の課税額の入力』画面」の①において金額が表示されている項目については、P12「7 『追加訂正等項目の選択』画面」で選択していない場合であっても表示され、「入力確認」欄が「入力済み」となっています。

更正の請求書・修正申告書作成編

8.2 更正の請求・修正申告額の入力方法について

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
 更正・修正 トップ 生年月日 更正の請求・修正申告前の課税額の入力
 等入力
 更正月日
 更正の請求・修正申告等
 項目の選択
 追加訂正等
 項目の入力
 更正の請求・修正申告額の入力
 更正の請求・修正申告の選択
 住所・氏名
 等入力

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求額・修正申告額を入力します。
 「更正の請求・修正申告後の金額」には、「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力した内容を表示しています。
 訂正等する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。
 なお、更正の請求が修正申告において訂正をする必要がない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。
 入力が必要な項目全ての「入力確認」欄が、「入力済み」か「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。
 項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入額や所得金額】 (総合課税)

項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正申告前の金額
不動産所得	収入金額 円 所得金額 円 土地等の取得に要した負債の利子の額 円	円 円 円	円 円 円
給与所得 区分	収入金額 7,140,000円 所得金額 5,226,000円	入力済み	7,140,000円 5,226,000円

① 不動産所得

② 不動産所得の入力

③ 入力終了 (次へ) >

① 「入力確認」欄が空欄となっている項目のリンク文字（事例では「不動産所得」）をクリックし、更正の請求・修正申告の内容を入力してください。

② 入力画面（事例では「不動産所得」の入力画面）が表示されます。

P12 「7 『追加訂正等項目の選択』画面」で、確定申告時に申告していない項目を追加で選択した場合は入力欄が空欄となっていますので、金額を入力してください。

確定申告時に申告している項目を選択した場合は、確定申告時の金額があらかじめ表示されていますので、その金額を訂正してください。

③ 「入力終了 (次へ) >」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

8.3 更正の請求・修正申告額の入力の終了

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
更正・修正トップ 生年月日 更正の請求・修正申告前の課税額の入力
等入力 修正申告等の送信・修正申告前の課税額の入力
追加訂正等 修正申告等の送信・修正申告前の課税額の入力
項目の選択
更正の請求・修正申告額の入力
更正の請求・修正申告の内容入力
住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求額・修正申告額を入力します。
「更正の請求・修正申告後の金額」には、「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力した内容を表示します。
修正等する項目の名前をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。
なお、更正の請求が修正申告において訂正をする必要がない場合は、「更正の請求・修正申告前の内容を入力してください」。
入力が必要な項目全ての「入力確認」欄が、「入力済み」か「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。
項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

①

項目		更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考)更正の請求・修正申告前の金額
不動産所得		収入金額	1,000,000円	円
		所得金額	500,000円	円
		土地等の取得に要した負債の利子の額	円	円
給与所得	区分	収入金額	7,140,000円	7,140,000円
		所得金額	5,226,000円	5,226,000円
合計		5,726,000円	5,726,000円	

【所得から差し引かれる金額】 (所借控除)

項目		更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考)更正の請求・修正申告前の金額
社会保険料控除		911,504円	入力済み	911,504円
生命保険料控除		50,000円	入力済み	50,000円
地震保険料控除		21,000円	入力済み	21,000円
贈与控除		270,000円	入力済み	270,000円
配偶者控除		380,000円	入力済み	380,000円
配偶者特別控除		0円	入力済み	0円
扶養控除		380,000円	入力済み	380,000円
基礎控除		380,000円	入力済み	380,000円
(社会保険料控除)から(基礎控除)までの計		2,392,504円	2,392,504円	
医療費控除		600,000円	入力済み	円
寄附金控除		198,000円	入力済み	198,000円
所得から差し引かれる金額の合計額		3,190,504円	3,190,504円	

【税金の計算】 (税額控除)

項目		更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考)更正の請求・修正申告前の金額
政党等寄附金等特別控除		0円	入力済み	0円
納める税金		円	入力済み	円
還付される税金		30,424円	入力済み	20,214円

追加訂正等項目を再選択する

※ 「追加訂正等項目を再選択する」ボタンをクリックする
と、「戻る」ボタンとは異なり、入力した金額等を保持し、
計算を行った上で「追加訂正等項目の選択」画面に戻ります。

② **請求額・申告額を計算する**

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存 (作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 項目がリンク文字となっていない「合計」、「納める税金」及び「還付される税金」以外の項目の「入力確認」欄が全て「入力済み」又は「更新あり」になっていることを確認してください。
なお、「入力済み」又は「更新あり」となっていても、項目のリンク文字をクリックすることで、入力画面を表示して金額を訂正することができます。
- ② 「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

9 「更正の請求・修正申告内容の見直し」画面

- ① 「入力確認」欄及び「エラー内容等」欄にエラー等の表示がないかを確認してください。

 - 「入力確認」欄に「エラー」と表示されている場合は、訂正しないと先へ進めませんので、内容を確認し、訂正してください。
※ 訂正する項目のリンク文字をクリックすると画面が表示されますので、表示された金額等を訂正します。
 - 「入力確認」欄に「確認」と表示されている場合は、内容を確認し、訂正が必要な場合には入力してください。

② 「エラー内容等」を確認・訂正後、「請求額・申告額を計算する>」ボタンをクリックしてください。

「エラー」の場合は次のように表示されます。

このままでは先に進めませんので、エラー内容等を確認し、訂正入力をしてください。

入力確認	エラー内容等
 エラー	控除の適用要件に該当しません（合計所得金額3,000万円超） (5TE331) 詳しくはこちら

- 「確認」の場合は、次のように表示されます。エラー内容等を確認し、誤りがなければそのまま先へ進んでください。

入力確認	エラー内容等
◆確認	所得金額を修正することにより控除額が変わ る可能性があります。 (5TW220) 詳しくはこちら

更正の請求書・修正申告書作成編

10 「更正請求内容・修正申告内容の確認」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

① 入力内容から自動計算した結果【更正の請求書】を作成します。
更正の請求により還付を請求する税額(減少する税額)は、
10,210円です。
(注) 税務署における調査(審査)の結果、金額が異なる場合があります。

② 入力内容に誤りがなければ、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。
入力内容を訂正する場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】(総合課税)

項目	
不動産所得	
給与所得	区分
総所得金額	

【所得から差し引かれる金額】(所得控除)

項目				
社会保険料控除				
生命保険料控除				
地図保険料控除				
勤労学生、障害者控除				
配偶者控除	区分	0	0	0
扶養控除		380,000	380,000	0
基礎控除		380,000	380,000	0
(社会保険料控除)から(基礎控除)までの計		2,392,504	2,392,504	0
医療費控除	区分		600,000	600,000
寄附金控除		198,000	198,000	
所得から差し引かれる金額の合計額		2,590,504	3,190,504	0

【税金の計算】(税額控除)

項目	更正の請求・修正申告前の金額	更正の請求・修正申告後の金額	差引金額
税額控除を差引く前の所得税額	166,000	156,000	
政党等寄附金等特別控除	0	0	
再差引所得税額(基準所得税額)	166,000	156,000	
復興特別所得税額	3,486	3,276	
源泉徴収税額	189,700	189,700	
申告納税額	-20,214	-30,424	
納める税金			
還付される税金	20,214	30,424	

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

② ページを印刷

② 入力終了(次へ)>

※ 入力データの一時保存(作成を中断する場合)

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

① 更正の請求や修正申告により新たに還付される又は納付すべき税額が表示されていますので確認してください。

※ 訂正する項目がある場合には、「戻る」ボタンをクリックすると P13「8 『更正の請求・修正申告額の入力』画面」に戻りますので、訂正する項目のリンク文字をクリックし、画面を表示して訂正してください。

② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

入力した内容が更正の請求の場合は P19「11 『更正の請求をする理由等の入力』画面」へ、修正申告の場合は P21「12 『修正申告によって異動した事項の入力』画面」へ進みます。

更正の請求書・修正申告書作成編

11 「更正の請求をする理由等の入力」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

① [よくある質問](#) [検索](#) [ご利用ガイド](#)

トップ画面 → 事前準備 → 申告書等の作成 → 申告書等の送信・印刷 → 終了

更正・修正トップ 生年月日等の入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等の項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求をする理由等の入力 住所・氏名等の入力

更正の請求をする理由等の入力

以下の内容を入力してください。
入力が終了したら、画面下の「入力終了(次へ)」をクリックしてください。

更正の請求をする理由等の入力

○ 請求の目的となった申告又は処分の種類
【必須】

確定申告

○ 申告書を提出した日、処分の通知を受けた日
【必須】

令和 2 2

○ 更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等
(各欄全角40文字以内、合計全角80文字以内)
【必須】

更正の請求をする理由、事情の詳細等について、以下に入力してください。

医療費控除漏れ 20万円

○添付した書類
(全角40文字以内)
【任意】

添付した書類について、以下に入力してください。
なお、提出が必要な書類等については、別途管轄の税務署に提出してください。

医療費の領収書

① 加算税の入力 (任意)

加算税額が分かる場合、以下を入力してください。
(加算税の該当がない場合は、入力の必要はありません。)
なお、加算税額は、税務署からの通知により決定されます。

項目	更正前の金額	更正後の金額
加算税	-選択- 申告加算	
	重加算	

控除対象扶養親族の人数の入力 【該当ある場合は必須】

更正の請求前と更正の請求における控除対象扶養親族の人数を入力してください。
なお、今までの入力内容から人数が判定できる箇所は、自動で人数を判定していますので、
入力することができません。訂正等が必要な場合は、「戻る」ボタンにて該当の画面まで戻っていただき、
内容の訂正等をしてください。

控除対象扶養親族の人数 (更正の請求前)

控除対象扶養親族の人数 (更正の請求後)

② 結果の通知方法の選択 (任意)

税務署では、提出された更正の請求に係る税額等について調査し、請求が適正であるか等を審査した上、後日その結果を通知します。
この通知について、書面による受け取りに代えて、e-Taxによる受け取りを希望される方はチェックしてください。

e-Taxによる通知を希望する

※ e-Taxによる通知を希望された方に対する通知書は、e-Taxの受付システムにログインして確認することができます(通知書の内容を確認するためには、マイナンバーカードとICカードリーダライタが必要です。)。

確認方法はこちら

※ 通知の内容によってe-Taxによる通知ができない場合には、書面で通知書等が送付されます。

③ <戻る 入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存 (作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存 (作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 更正の請求をする理由、事情の詳細等を入力してください。

更正の請求書・修正申告書作成編

- ② この項目は、提出方法の選択（P2 「1 作成開始」の②）において、「e-Tax で提出 マイナンバーカード方式」を選択した場合のみ表示されます。

更正の請求書を提出した後に、税務署で審査の上、後日、通知される審査結果について、書面による受取に変えて、e-Tax による受取を希望される場合は、「e-Tax による通知を希望する」にチェックをしてください。

なお、e-Tax により受け取る通知書は、e-Tax の受付システムにログインして確認することができます。

- ③ 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックし、P24 「14 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

更正の請求書・修正申告書作成編

12 「修正申告によって異動した事項の入力」画面

①

②

※ 修正申告によって異動した事項の入力

※ 「種目・所得の生ずる場所」欄の画面に表示できる文字数は15文字です（申告書には26文字印字可能です。）。

※ 修正申告によって異動した事項の入力

※ 入力データの一時保存（作成を中断する場合）

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

- ① 修正申告によって異動した事項に関する異動の理由等を入力してください。
 - ② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックします。
- 各種の所得金額の合計額が二千万円を超える場合は、P22「13 『財産債務調書の作成』画面」へ進みます。
- 二千万円を超えていない場合は、P24「14 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

更正の請求書・修正申告書作成編

13 「財産債務調書の作成」画面

13.1 「財産債務調書」を作成する場合

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正 トップ 生年月日等の入力 更正の請求・修正申告前の税額の入力 追加訂正等の税額の入力 更正の請求・修正申告額の入力 修正申告によって異動した事項の入力 住所・氏名等の入力

財産債務調書の作成

「財産債務調書について」の該当の有無をチェックし、入力する場合は、下に表示される「財産債務調書を作成する」をクリックしてください。
なお、すでに財産債務調書を提出された方で、今回の修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、財産債務調書の提出は不要ですので、「該当しない」を選択し、「入力終了(次へ)」をクリックしてください。

i 財産債務調書について

所得金額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその額の合計額が3億円以上の財産などを有する方は、財産債務調書を提出する必要があります。
上記基準に該当する方で、財産債務調書を作成される方は以下にチェックをし、「財産債務調書を作成する」ボタンをクリックしてください。

該当する
 該当しない

財産債務調書を作成する

＜戻る 入力終了(次へ) ✖

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存（作成を中断する場合）

問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

各種の所得金額の合計額が二千万円を超えた場合、「財産債務調書の作成」画面が表示されます。

財産債務調書の提出基準に該当する場合は、「該当する」をチェックし、「財産債務調書を作成する」ボタンをクリックし、P23「13.2 『財産債務調書』の作成」へ進みます。

※ 「財産債務調書」を手書きなどで別途作成される場合や、既に提出されている場合等は「入力終了(次へ)」ボタンをクリックし、P24「14 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

更正の請求書・修正申告書作成編

13.2 「財産債務調書」の作成

- - ① 該当する項目を入力してください。
 - ② 全ての入力が終了しましたら、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックし、P22「13 『財産債務調査書の作成』画面」へ戻ります。

更正の請求書・修正申告書作成編

14 「住所・氏名等入力」画面

郵便番号を入力し、「郵便番号から住所入力」ボタンをクリックすると、住所及び税務署名が自動で入力されます。

郵便番号から住所入力

① 住所の続きを入力します。

申告する年分の翌年1月1日における住所について選択します。

氏名などを入力します。

郵便番号から住所が検索できなかった場合は、都道府県及び市区町村をプルダウンで選択してください。

提出先税務署を選択します。
※ 郵便番号から住所を検索した場合などは、自動で表示されます（一部を除く。）。

ご自身が世帯主

② 「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

① 住所・氏名等を入力してください。

【必須】と表示されている項目は、必ず入力してください。

なお、事前に住所・氏名等を入力、情報検索されている場合は、あらかじめ表示されている項目があります。

② 「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

15 「マイナンバーの入力」画面

国税庁
令和元年分 所得税 マイナンバー
カード **更正の請求書・修正申告書
作成コーナー** [ご利用ガイド](#) [よくある質問](#) よくある質問を検索

マイナンバーの入力

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

マイナンバーがお分かりにならない場合は、「次へ進む」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。

	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー（半角数字12桁）	入力値を表示する
1	国税 太郎	本人	昭和25年3月2日	●●●● ●●●● ●●●●	<input type="checkbox"/>

（） 作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

[戻る](#) [次へ進む](#)

お問い合わせ [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#) Copyright (c) 2020 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

表示されている方のマイナンバーを入力し、入力が終了したら、「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

この画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。